

ふじのくにSDGs生産者認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、持続可能な開発目標（SDGs）の理念による社会貢献を目的とした「ふじのくにSDGs生産者認証制度」について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

- 1 ふじのくにSDGs生産者認証とは持続可能な開発目標（SDGs）の理念による社会貢献の取組が見える化する仕組みのことをいう。
- 2 生産者とは、県内で農林水産物を生産する個人、法人又は組織をいう。
- 3 認証取得者とは、第5条の規定により認証を取得した生産者をいう。

(対象)

第3条 認証の対象は、生産者とする。

(申請)

第4条 認証の申請をしようとする生産者は、別に定めるところにより知事に申請するものとする。申請期限は、令和7年12月31日までとする。

(認証)

第5条 知事は、第4条の規定により申請があったときは申請内容を審査し、別に定める基準に照らし適当と認めるときは、認証するものとする。
2 認証の開始は、申請内容が適当と認められた日付からとする。

(認証の表示)

第6条 認証取得者は、認証マークを使用することができるものとする。
2 認証マークの規格、使用方法等については別に定める。

(認証の有効期間)

第7条 認証の有効期間は、認証の日から認証の日以後3年を経過する日が属する年度の3月31日までとする。

(認証取得者の遵守事項)

第8条 認証取得者は、関係法令を遵守するとともに、制度の適正な運用に努めなければならない。
2 認証取得者は、県が行う審査に誠実に対応しなくてはならない。

(認証の取消し)

第9条 知事は、認証制度の信頼を著しく損ねる事実を確認した場合は、その認証を取消することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は令和5年8月16日から施行する。

附則

この改正は令和7年12月5日から施行する。